平成27年度国土交通省税制改正概要

I. 成長戦略の推進・日本経済の再生

都市の競争力・魅力の向上

- 〇都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域における特例措置の 2 年間延長
 - 所得税·法人税:割増償却(都市5年間30%、特定5年間50%)
 - 登録免許税:建物の保存登記(本則0.4%→都市0.35%、特定0.2%)
 - ・不動産取得税:課税標準の特例(都市 1/5、特定 1/2(いずれも一定範囲内において 都道府県の条例で定める場合にはその割合)を課税標準から控除)
 - ・ 固定資産税等:課税標準の特例(課税標準を市町村の条例で定める割合(都市 3/5、 特定 1/2 を参酌)に軽減、いずれも5年間)

Ⅱ. 主要項目以外の項目

- 〇特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の 1,500 万円の特別控 除の延長(所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税)
- 〇関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長(法人税)
- 〇民間都市開発推進機構の行う業務を収益事業の範囲から除外する特例措置の拡充(法人税、法人住民税、事業税、事業所税)
- 〇都市再生安全確保計画に記載された備蓄倉庫に係る課税の特例措置の延長(固定資産税、 都市計画税)
- 〇市街地再開発事業等におけるグループ法人税制の適用に係る所要の措置(法人税、法人住 民税、事業税)
- 〇市街地再開発事業により建築された施設建築物の取得者に対する割増償却制度の廃止(所 得税、法人税)
- 〇市街地再開発事業の施行に伴う一定の新築の施設建築物に係る特例措置の延長(固定資産税)